

○津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例

(平成10年2月10日条例第2号)

改正 平成11年7月9日条例第3号
平成11年12月24日条例第4号
平成12年7月26日条例第4号
平成12年12月26日条例第5号
平成13年3月24日条例第1号
平成14年3月26日条例第3号
平成15年12月26日条例第3号
平成16年3月30日条例第1号
平成18年6月1日条例第3号
平成19年2月26日条例第1号
平成20年2月28日条例第3号
平成20年11月18日条例第5号
平成25年2月21日条例第1号
平成25年11月18日条例第2号
平成26年2月25日条例第1号
平成26年3月26日条例第2号
平成28年2月25日条例第10号
令和8年2月18日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる職に対する報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 選挙管理委員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により出務した補充員を含む。以下同じ。）
- (4) 監査委員
- (5) 介護認定審査会委員
- (6) 障害支援区分判定審査会委員
- (7) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (8) 行政不服審査会委員
- (9) 津軽広域懇談会委員
- (10) その他の非常勤の委員又は職員

(議員報酬)

第2条 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表第1による。

2 議員報酬の支給については、出務の日数に応じその都度支給する。

(委員等の報酬)

第2条の2 第1条第3号から第10号までに掲げる職にある者に対する報酬の額は、別表第2による。

2 前条第2項の規定は、報酬の支給について準用する。ただし、介護認定審査会委員及び障害支援区分判定審査会委員の報酬は月ごとに出席の日数分を合計した額を翌月の第

3 金曜日までに、その他の非常勤の委員又は職員の報酬は広域連合長が定める日に支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者がその職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、次に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 議会の議員及び第1条第1号から第4号までに掲げる職 津軽広域連合職員等の旅費に関する条例(平成10年津軽広域連合条例第19号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける特別職の職員の例により算定した額

(2) 前号に掲げる職以外の職 旅費条例の適用を受ける一般職の職員の例により算定した額

3 前項に規定するもののほか、費用弁償の支給に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月9日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日条例第4号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日条例第5号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日条例第3号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日条例第3号)

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この条例による改正前の津軽広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例第1条、第2条第1項、第3条第2項及び第4項並びに別表第2の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年2月28日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月18日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中津軽広域連合障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定(「津軽広域連合障害程度区分判定審査会」を「津軽広域連合障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月18日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日条例第1号)

この条例は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月25日条例第10号抄)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月18日条例第2号)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分	議員報酬の額
議 会 の 議 員	日額 10,000 円

別表第2（第2条の2第1項関係）

区 分	報 酬 の 額
選 挙 管 理 委 員 監 査 委 員	日額 10,000 円
介 護 認 定 審 査 会 委 員	会 長 日額 21,800
障 害 支 援 区 分 判 定 審 査 会 委 員	委 員 日額 18,000
情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	会 長 日額 12,100
行 政 不 服 審 査 会 委 員	委 員 日額 10,000
津 軽 広 域 懇 談 会 委 員	座 長 日額 12,100
	委 員 日額 10,000
そ の 他 の 非 常 勤 の 委 員 又 は 職 員	予算の範囲内で広域連 合長が定める額